## 〈 財産形成年金預金 〉商品概要説明書 (1)

平成24年7月4日現在

1.	商品名	財産形成年金預金				
	(愛称)	(財形年金預金)				
		預入ごとの預金が期日指定定期預金	預入ごとの預金がスーパー定期			
		の場合	の場合			
2.	販売対象	・財産形成預金取扱契約先の企業へ勤務				
		未満の方(預入は55歳以降も可能です。)				
		・おひとり1契約で、1金融機関に限ります。				
3.	期間	・積立期間5年以上(年1回以上の預け入れが必要です)				
		・年金受取開始日までに、最終預入日から6ヶ月以上5年以内の据置期間が				
		必要です。				
		・積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。				
4.	預入					
	預入方法	給与または賞与から天引き預入れいプ	_ , •			
	-r - A 4-r	預入れごとに定期預金を作成します。				
	預入金額	1回100円以上				
	預入単位	1円単位	上 ○ HUHH) - 1 . k . k . c			
5.	払戻方法 (払戻要件)	支払い開始日以降、5年以上20年以 の口座に振り込みます。	内の期間にわたり3ヶ月ことにご指定   			
6.	 利息	の日生に振り起いなり。				
	適用金利	・固定金利				
		預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。				
	利払時期 (頻度)	個別の定期預金ごとに、満期時に一括してお支払いします。				
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日	付利単位を1円とし、1年を365			
		とする1年ごとの複利計算	日とする日割計算			
7.	税金	・ 財産形成住宅預金と合算で550	万円を限度として非課税とするこ			
		とができます。この非課税限度額を越える場合は、越えた日以後の元本の				
		お利息について20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。				
		※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払わ				
		れる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国				
		税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。				
		・年金以外で払い戻しされる場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息				
		について課税されます。ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約				
	- N/L start	利息のみに課税されます。				
8.	手数料	<u> </u>				
9.	付加できる特約事項					

## 〈 財産形成年金預金 〉商品概要説明書(2)

平成24年7月4日現在

10.	中途解約時の取扱い	全額解約のみ可能で、一部解約はできません。				
		預入ごとの預金が期日指定定期預金			預入ごとの預	金がスーパー定期
		の場合			の場合	
		満期日前に解約す	る場合は、預入金額	頂	満期日前に解約	的する場合は、預入
		ごとに下記の預入期間に応じた期限前			金額ごとに下	記の預入期間に応
		解約利率および預入日から解約日の			じた期限前解約	<b>約利率および預入日</b>
		前日までの日数により1年ごとの複利			から解約日の	前日までの日数に
		で計算した期限前解約利息とともに			より計算した	期限前解約利息と
		お支払いします。			ともにお支払いします。	
		解約日までの	〈期限前解約利率〉		解約日までの	〈期限前解約利率〉
		預入期間	\ <del>为</del> 加以自1月年水3个月十十/		預入期間	(为7月以月1月7年水7个月二十一/
		6ヶ月未満	解約日の		6ヶ月未満	解約日の
		, , , , , , , , , ,	普通預金利率			普通預金利率
		6ヶ月以上	[2年以上利率]		6ヶ月以上	約定利率
		1年未満	× 4 0 %		1年未満	× 5 0 %
		1年以上	[2年以上利率]			
		1年6ヶ月未満	× 5 0 %			
		1年6ヶ月以上	[2年以上利率]			
		2年未満	× 6 0 %			
		2年以上	[2年以上利率]			
		2年6ヶ月未満	× 7 0 %			
		2年6ヶ月以上	[2年以上利率]			
		3年未満	× 9 0 %			
11.	金利情報の入手方法	ク利は <b>は</b> 商の会		十次	ロヘデ昭今ノだ	<b>ナル</b>
11.	並利用報切八十月伍	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。				

## 〈 財産形成年金預金 〉商品概要説明書(3)

平成24年7月4日現在

12.	苦情処理措置·	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部	
	紛争解決措置		(9 時~17 時、電話:0224-24-3075)にお申出ください。	
		紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会	
			(電話:03-3595-8588) 、第二東京弁護士会 (電話:	
			03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも	
			可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日	
			に、上記人事部または全国しんきん相談所(9 時~17 時、	
			電話:03-3517-5825) にお申出ください。また、お客様から、	
			上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただ	
			くことも可能です。	
			なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にも	
			ご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便	
			利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議	
			システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調	
			停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法	
			(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫	
			人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。	
13.	その他参考となる事項	・満期日以後の	列息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により	
		計算します。		
		・この預金は「財形年金預金規定」によりお取扱いします。		
		・預金保険制度の付保対象預金です。		
		・当金庫にお預け入れいただいている預金保険制度の対象となる預金すべてに		
		ついて、名寄せしたうえで、預金者1人当たり元本1,000万円までと		
		その利息が損	<b>曼低保障されます。</b>	